

# 日本企業による米州への投資と その税務

## 第2回 日本企業から見た米州での 最適な子会社群保有ストラクチャーと 税務上の留意事項

Ernst & Young LLP / 米国

秦 正彦

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

西田 宏之

### Contents

- ▶ 在外子会社が稼得した利益についての米州での課税
- ▶ 米州子会社からの子会社群の切り離しについて
- ▶ 株式譲渡益についての、米州での1248条の利用
- ▶ 移転の際のその他税務上の留意点
- ▶ 適切な持株会社の所在地

## 在外子会社が稼得した利益についての 米州での課税

第1回で述べたように、在外子会社が稼得した利益については、原則として配当受領時に35%で米州において課税されます。これに加えて、その在外子会社の一定の所得(Subpart F income)については配当受領前に合算課税の対象とされてしまいます。配当／合算課税された場合には、一定の要件を満たすことで在外子会社が外国で支払った税額の間接外国税額控除が可能となり、控除し切れなかった税額は1年間の繰戻、あるいは、10年間の繰越しになります。米州子会社は地理的な関係からラテンアメリカの子会社を保有するケースもあり、これらの国にある子会社群は、タックスインセンティブや、税務プランニングの結果、法定税率よりも実際の税率が低くなることも多く、このような場合には、米州子会社が間に入ることで、連結実効税率上の不利益が生じます。つまり、どのような実効税率のプランニングを在外子会社で行ったとしても、米州子会社の傘下にある限りは、実効税率は米州の税率である35%に収斂してしまいます。

## 米国子会社からの子会社群の切り離しについて

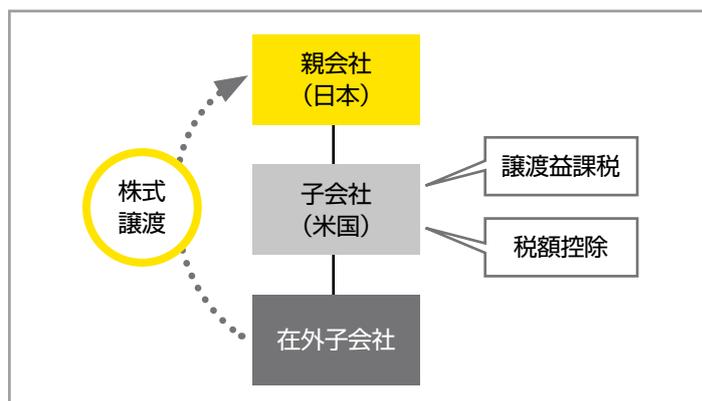
そのため、日本親会社の米国子会社からその子会社群を切り離すことで、日本親会社における連結実効税率を下げする方法を説明します。なお、切り離しの方法として、①単純株式譲渡、あるいは②現物配当による移転の2パターンが考えられます。

### ① 単純株式譲渡

(米国子会社が保有する子会社群の株式を日本親会社に譲渡するケース)

株式を譲渡する米国子会社では、株式の譲渡益に対し35%で課税されます。また、米国税務上、単純な株式の譲渡であっても「株式譲渡に代えてみなし配当を認識する」ことで子会社群が過去に支払った外国税額の控除が認められる場合があります。この場合、株式譲渡による譲渡益についての米国での税負担が減少することとなります。

一方で、日本親会社では、株式を譲り受けるだけでは、本邦税務上の課税は生じません。



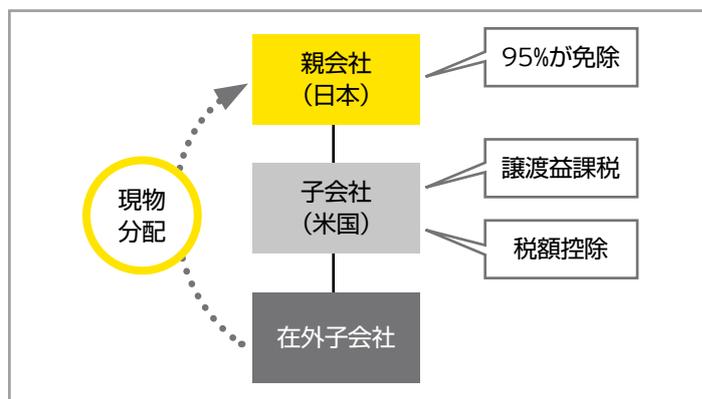
### ② 現物配当による移転

(子会社群の株式を米国子会社から日本親会社に現物配当するケース)

現物配当を行う米国子会社では、原則として上記①の株式譲渡同様、株式の譲渡益に対する35%の課税と外国税額控除の適用が考えられます。一方で、日本親会社では、現物配当については配当益金不算入制度の適用により95%相当額が免税となり、5%相当額に法人税実効税率40%を乗じた2%相当額が課税されることとなります。

従って、①の株式譲渡と比較して②の現物配当は、2%の法人税の部分だけ不利となります。

ただし、現物配当は現金の授受なく取引を遂行できる点で好ましいと判断される場合もあるようです。



なお、これら以外に、新規に日本親会社から出資をして、米国子会社からの既存出資を優先株式等に転換することで米国子会社への支払配当額を固定して残余の利益は米国子会社を介さずに日本に直接配当させる等の方法も考えられます。

## 株式譲渡益についての、米国での1248条の利用

上述の通り、米国では外国子会社の株式譲渡益は、外国子会社からのみなし配当と取り扱われることがあります。みなし配当と言うと不利な取り扱いというイメージがあるかもしれませんが、法人株主にとって配当と取り扱われることで、間接外国税額控除を利用することができ、結果として売却益の取り扱いより税負担が軽くなることも珍しくありません。

みなし配当と取り扱われる金額は、株式売却益または外国子会社のEarnings & Profits (E&P)の「いずれか低い金額」となります。株式売却益は売却価格と外国子会社に対する米国税務上の簿価の差額となりますが、関連者間の株式譲渡に係る売却価格に関して、外部の時価評価等の文書化を通じてその正当性を主張できる準備をしておく必要があります。

またE&Pは外国子会社全体のE&Pのうち、米国親会社の保有期間、持分比率に対応する部分が対象となります(正確には1962年以降のE&Pのうち保有期間・持分比率に対応する部分)。外国子会社の設立以来(1962年以降の設立と仮定)100%の持分を持っていた外国子会社に関しては、E&P全額が検討対象となることとなります。

E&Pとは、税務上の配当原資を意味します。E&Pは会計上の剰余金とも異なり、税法独自の算定を基に決定され、外国子会社の歴史が長い場合にはE&Pの算定そのものがかかりのプロジェクトとなるケースも多く見受けられます。また、第三者から取得した外国子会社のE&Pは取得時に取得後のE&Pを圧縮するためのプランニングが講じられているケースがあり、その場合にはE&Pの金額は外国子会社の剰余金とは大きく異なることとなります。

みなし配当が発生する場合、実際の配当のケースと同様に、外国子会社が米国外で支払った法人税を間接外国税額控除として計上し、米国の法人税を減額することが可能です。したがって、みなし配当の原資となる外国子会社のE&Pが米国の税率同様またはそれ以上の税率で外国にて課税されている場合には、米国での追加の法人税は最小限となり、結果として効率の良い再編が可能となります。

米国は高税率国ですので、米国より高い法人税を支払っている外国子会社は少ないのではないかと考えがちですが、実際には米国間接税額控除を算定する際の実効税率は米国のE&Pを基に決定されるため、E&Pを圧縮するようなプランニングを過去に策定・実行しているケースでは、外国の法定税率よりも高い税率で間接外国税額控除を計上できることがあります。

外国子会社の株式を分配する形で外国子会社を米国から外す場合も、外国子会社株式に含み益がある場合には、含み益が株式売却益として米国法人が課税される点は上述(現物配当による移転)の通りです。その場合も、実際に株式を譲渡するケースと同様に、外国子会社のE&Pを上限としてみなし売却益はみなし配当となります。間接外国税額控除の取り扱いも上述の譲渡のケースと同じですので、外国子会社のE&P、外国での法人税支払いの実績に基づき、米国での税負担を最小限としながら効率の良い再編が可能なケースがあります。

なお、株式を分配する場合には、分配額(すなわち株式の時価)のどの部分が米国税法上の配当となるかの決定をするため、米国法人そのもののE&Pの算定も必要となります。米国法人の歴史が長い場合には、この作業もかなりの負荷がかかることがあります。また、E&Pの金額を超えて分配が行われる場合には、FIRPTA規定に基づく米国不動産持分法人に対する源泉税、ペーパーワーク等の取り扱いを検討する必要もあります。

## 移転の際のその他税務上の留意点

その他、株式の移転には、前述のような米国での課税以外にも、たとえば、海外子会社が持っている繰越欠損金が消滅してしまう可能性、または、移転により資本関係が変更されることで、

これまで受けていたタックス・インセンティブ(法人税や源泉所得税)が、消滅・変更されるといった可能性にも考慮する必要があります。

## 適切な持株会社の所在地

次に、上記①及び②により米国子会社から子会社群を切り離した後、持株会社を介した子会社群保有スキームへの変更を検討します。特に、海外に多くの拠点を持つ多国籍企業の中には、世界をヨーロッパ、アジア、アメリカなどに分けて、その地域ごとに海外子会社を管理・運営するために地域統括会社を活用しているケースがあります。地理的に遠い日本本社から遠隔管理するよりも、さまざまな機能・効果を持つ地域統括会社を設立して管理・運営することで、経営資源を効率的に配分させることが狙いです。地域統括会社の設立国は、特に、以下のような観点から、持株会社の所在地国を選択することとなります。

- (i) 配当に係る源泉所得税が現地法又は日本との租税条約により有利となる
- (ii) 貸付の支払利息に係る源泉所得税が相手国との租税条約により有利となる
  - ▶ 持株会社は子会社群からの配当を原資に資金の貸付を行う可能性があるためファイナンスカンパニーとしての優遇税制を備えている点が重要です

- (iii) タックスヘイブン税制の適用にならない国
- (iv) 本邦タックスヘイブン税制は、原則として実効税率が20%以下かどうかにより判定されますが、20%以下であっても、会社が低税率国で事業を行う実態を有していると認められる場合には、適用除外規定の適用が受けられる可能性があります。そのため、持株会社を法定実効税率が20%超である国に設置するか、又は、法定実効税率が20%以下の場合でも、十分な事業形態を備えている点が重要です
- (v) 安定した政治体制、質の高い労働力が確保できる国
- (vi) 資金の配当等による国外拠出に際し外国為替制度等による規制が緩やかな国

上記の観点から、適切な持株会社の所在地国として、アジアにおいてはシンガポール、ヨーロッパにおいてはイギリス、オランダ、スペインが選択される傾向にあるようです。ラテンアメリカの子会社群については、一般的に有利な租税条約を有するとされるイギリス、オランダ、スペインといった持株会社が検討されています。

第三回は、日本企業による米州M&Aの際の税務プランニングと税務上の留意点について解説します。

# Contact

## Ernst & Young LLP / 米国

秦 正彦 パートナー Max.Hata@ey.com

## 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

西田 宏之 シニアマネージャー hiroyuki.nishida@jp.ey.com

### ■ タックスライブラリーのお知らせ

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人ウェブサイトの「タックスライブラリー」では、ニュースレター(原則毎月発行)、専門雑誌掲載記事、出版書籍などをご紹介します。

<http://www.ey.com/JP/ja/Services/Tax/Tax-Library>

### ■ メールマガジンのお知らせと登録方法

弊社では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

## Ernst & Young

### アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー(価値観)に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

### 新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザリー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

EYTAX SCORE CC20110331-3

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はいしなひでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。